令和９年４月実施分用

たばこ税の手持品課税申告の手引

■ この手引は、令和９年４月１日午前０時現在において、製造たばこを販売のため合計２万本以上所持する小売販売業者等に対して実施される国のたばこ税の手持品課税の申告・納税について小売販売業者等の皆様方に分かりやすくご案内するものです。

■ 国税庁ホームページには、Ｑ＆Ａ等各種情報を掲載していますので、ご覧ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/kansetsu/tabako_r09/index.htm

（注）令和10年・11年の４月に実施するたばこ税手持品課税の申告書様式や「たばこ税の手持品課税申告の手引」についても、国税庁ホームページに掲載していく予定です。

令和９年４月１日実施のたばこ税の手持品課税について

重要

申告書の提出期限 ： 令和９年４月30日（ 金 ）

◎申告書は、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署へ提出してください。

（注１）書面により提出する場合は、業務センター宛に郵送により提出してください。
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm

（注２）申告手続は、税務署に赴くことなく、インターネットを利用して申告等を行うことができます。
具体的な操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。
https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

申告書の送付先

イメージデータで送信可能な手続

たばこ税の納期限 ： 令和９年９月30日（ 木 ）

◎納付の手続は、金融機関や税務署の窓口に赴く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。

《目次》

Ⅰ　たばこ税手持品課税の概要……１頁
Ⅱ　所持数量・税額の計算……２頁
Ⅲ　設例による税額の計算及び申告書の記載例……４頁
Ⅳ　申告手続……12頁
Ⅴ　納付手続……15頁
Ⅵ　その他……19頁
◆ 小売販売業者の方の記帳
◆ コンビニエンスストア等のフランチャイズ･チェーン加盟店の誤りやすい事例
◆ 申告書提出前チェックシート
◆ 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

国　税　庁

法人番号 7000012050002

Ⅰ たばこ税 手持品課税の概要

税制改正の概要

令和９年４月１日から国のたばこ税の税率が引き上げられます（たばこ特別税の税率に変更はありません。）。この引上げは、激変緩和の観点から経過措置が講じられ、次の３段階に分けて実施されます。

期　　間	税　率（1,000本当たり）				
	たばこ税	たばこ特別税	道府県たばこ税	市町村たばこ税	合 計
令和９年４月１日から令和10年３月31日まで	7,302円	820円	1,070円	6,552円	15,744円
令和10年４月１日から令和11年３月31日まで	7,802円	820円	1,070円	6,552円	16,244円
令和11年４月１日から	8,302円	820円	1,070円	6,552円	16,744円

これに伴い、令和９年、令和10年及び令和11年の各年における４月１日の午前０時現在において、製造たばこの販売業者（小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者）の方が、営業所（店舗）、倉庫、居宅等で合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこについて、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税されます。このことを「手持品課税」といいます。

この手引では、令和９年４月１日に行われる手持品課税の対象範囲、申告及び納税等について説明します。

手持品課税の時期

手持品課税は、令和９年４月１日（木）に行われます。

（注）具体的には、令和９年４月１日の午前０時に製造場又は保税地域以外の場所で販売のため所持する製造たばこに対して行われます。

手持品課税の対象となる場合

製造たばこの販売業者の方が、令和９年４月１日午前０時現在において、合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合には、その所持する製造たばこが手持品課税の対象となります。

手持品課税の納税義務者

たばこ税の手持品課税の納税義務者は、所持本数等の要件を満たす製造たばこの販売業者又は製造者です。

このうち製造たばこの販売業者には、たばこ事業法の規定に基づき財務大臣の許可又は登録を受けた、小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者が該当します。

Ⅱ　所持数量・税額の計算

所持数量の計算

販売のために所持する製造たばこの数量（以下「所持数量」といいます。）は、本数で計算します（箱数又はカートン数ではありません。）。
複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを販売のために所持する販売業者の方は、その所持数量を全て合計し、その合計所持数量が２万本以上となる場合に手持品課税の対象となります。
なお、例えば、３万本を所持する場合は、２万本を超える部分の１万本が課税対象となるのではなく、その所持する３万本全てが手持品課税の対象となりますのでご留意ください。

（注）　所持数量が０本の営業所又は貯蔵場所については、申告が不要です。

《例１》



A営業所 7,000本　B営業所 7,500本　C倉庫 7,000本

21,500本　≧　20,000本　申告義務あり

営業所等	所持数量	申告義務
A営業所	7,000本	それぞれで申告
B営業所	7,500本	
C倉庫	7,000本	

《例２》



A営業所 11,000本　B営業所 10,500本　C倉庫 0本

21,500本　≧　20,000本　申告義務あり

営業所等	所持数量	申告義務
A営業所	11,000本	それぞれで申告
B営業所	10,500本	
C倉庫	0本	申告不要

用語解説

営業所
小売販売業者がたばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けた場所をいいます。

貯蔵場所
小売販売業者以外の者（製造者、特定販売業者及び卸売販売業者）が製造たばこを貯蔵している場所（製造場又は保税地域を除く。）をいいます。

注意

- 所持数量には、営業所以外の倉庫や居宅に保管しているものや一時的に他人に保管させているもの（預け在庫）、顧客からの依頼で保管しているもの（預り在庫）も含まれます。ただし、預り在庫のうち、販売の事実が帳簿等により確認でき、かつ代金決済が完了しているものは、所持数量から除かれます。
- 明らかに自己又は同居の親族の喫煙用に所持しているものと認められるものは、所持数量から除かれます。
- 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて、旅館、ホテル又は飲食店等で製造たばこの販売をしている場合には、その出張販売先で所持している製造たばこの数量も所持数量に含まれます。
 （注）たばこ事業法上の小売販売業の許可又は出張販売の許可を受けていない旅館、ホテル又は飲食店等が、利用客等の求めに応じてその利用客等に提供するための買い置きとして所持している製造たばこについては、手持品課税の対象とはなりません。
- 小売販売業者が、自動販売機で製造たばこを販売している場合には、その自動販売機内にある製造たばこの数量も所持数量に含まれます。
- 令和９年４月１日前に、販売業者に販売され又は販売業者から返品された製造たばこ（納品書等の日付が令和９年４月１日前のもの）が、手持品課税の時（令和９年４月１日午前０時現在）に運送途中にある場合には、その製造たばこの荷受人が所持していることとなります。

Ⅱ　所持数量・税額の計算

加熱式たばこの本数換算

「加熱式たばこ」の所持数量については、次に掲げる方法により、本数に換算しますが、実務上は、国税庁ホームページに掲載の「加熱式たばこの簡易換算表（令和９年４月１日手持品課税用）」をご利用ください。

１　スティック型の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.35\text{g}}$$

（注１）「スティック型の加熱式たばこ」とは、葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこをいいます。
（注２）スティック型の加熱式たばこ１本当たりの重量が0.35ｇ未満である場合には、スティック型の加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこ１本に換算することとなります（最低課税）。

２　スティック型以外の加熱式たばこ

$$\text{加熱式たばこ１箱の紙巻たばこの本数への換算値} = \frac{\text{加熱式たばこ１箱当たりの葉たばこ等の重量}}{0.2\text{g}}$$

（注１）「スティック型以外の加熱式たばこ」とは、「スティック型の加熱式たばこ」以外の加熱式たばこをいいます。
（注２）スティック型以外の加熱式たばこの１箱当たりの重量が４ｇ未満である場合には、スティック型以外の加熱式たばこの１箱をもって紙巻たばこ20本に換算することとなります（最低課税）。
なお、スティック型の加熱式たばこと併せて使用されるなど、一定の加熱式たばこの喫煙用具（製造たばことみなされるもの）は、重量が４ｇ未満であっても、最低課税の適用はありません。

葉巻たばこの本数換算

「葉巻たばこ」の所持数量については、次の表に掲げる方法により、本数に換算しますが、実務上は、国税庁ホームページに掲載の「主な葉巻たばこの簡易換算表（令和９年４月１日手持品課税用」をご利用ください。

製造たばこの区分	換　算　方　法
軽量な葉巻たばこ	１本として換算
軽量な葉巻たばこ以外の葉巻たばこ	１ｇにつき１本として換算

（注）「軽量な葉巻たばこ」とは、１本当たりの重量が１ｇ未満のものをいいます。

紙巻・葉巻・加熱式たばこ以外の製造たばこの本数換算

「紙巻たばこ」、「葉巻たばこ」及び「加熱式たばこ」以外の製造たばこの所持数量については、次の表に掲げる方法により重量を本数に換算します。
なお、包装に表示された重量に基づいて本数に換算して差し支えありません。

製造たばこの区分	換　算　方　法
パイプたばこ	１ｇにつき１本として換算
刻みたばこ かみ用のたばこ かぎ用のたばこ	２ｇにつき１本として換算

税額の計算

税額は、所持数量1,000本当たり500円（１本当たり0.5円）の税率を乗じて計算します。

Ⅲ 設例による 税額の計算及び申告書の記載例

提出する書類

■ たばこ税の手持品課税納税申告書
（注）出張販売先、自動販売機等が複数あり、申告書に記載できない場合は、適宜の様式に記載し申告書と併せて提出してください。

申告の流れ

Step１ 申告義務の判定

■ 製造たばこの所持数量（本数）の算定

Step２ 納付すべき税額の計算

■ 税額計算
税率は1,000本当たり500円（１本当たり0.5円）です。

Step３ 申告と納付

■ 申告書を提出
- e－Taxで申告
- 郵便又は信書便により提出
- 所轄の税務署の受付に提出

■ 納付

※ 令和９年９月30日(木)までに納付が必要です。
※ 納付手続は、窓口に赴く必要がない「キャッシュレス納付」が便利です。

設例１　出張販売先がある場合

たばこ事業法第26条第１項の許可を受けた出張販売先がある場合の申告書の作成方法を説明します。

【千代田区の営業所】		【港区に設置している自動販売機】（許可を受けた出張販売先）	
紙巻たばこ	10,000本	紙巻たばこ	7,000本
パイプたばこ	300ｇ		
刻みたばこ	200ｇ		
上記のほかに次のような紙巻たばこがある			
① 運送（荷受）途中の紙巻たばこ	1,000本		
② 倉庫業者に預けている紙巻たばこ	1,400本		
③ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が未了のもの	500本		
④ 顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したもの	500本		

申　告　義　務　の　判　定

Step１　紙巻たばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する紙巻たばこの数量（本数）と「港区に設置している自動販売機（許可を受けた出張販売先）」で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

《紙巻たばこの所持数量合計》
19,900本　（12,900本＋7,000本）

- 千代田区の営業所：　10,000本＋1,000本＋1,400本＋500本　＝　12,900本
- 港区に設置している自動販売機（許可を受けた出張販売先）：　7,000本

《手持品課税の対象》
①令和９年４月１日午前０時現在、運送（荷受）途中のもの（1,000本）
②令和９年４月１日午前０時現在、倉庫業者に預けているもの（1,400本）
③令和９年４月１日午前０時前に顧客に販売し顧客から預かっているもので、代金決済が未了のもの（500本）
（注）④顧客から預かっている紙巻たばこで代金決済が完了したもの（500本）は、手持品課税の対象外となります。

Step２　パイプたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持するパイプたばこについて、重量から本数に換算します。

《パイプたばこの所持数量合計》
300ｇ　×　１（１ｇを１本として換算）　＝　**300本**

Step３　刻みたばこの所持数量

「千代田区の営業所」で所持する刻みたばこについて、重量から本数に換算します。

《刻みたばこの所持数量合計》
200ｇ　×　0.5（２ｇを１本として換算）　＝　**100本**

申告義務の判定

Step１～３の合計数量（本数）で申告義務を判定します。

(1)	紙巻たばこ	１９，９００本
(2)	パイプたばこ	３００本
(3)	刻みたばこ	１００本
合　計		２０，３００本

20,300本　≧　20,000本　⇒　申告義務あり

納　付　す　べ　き　税　額　の　計　算

設例の場合、税額の基礎となる数量（所持数量）は、千代田区の営業所の分に港区の自動販売機（許可を受けた出張販売先）の分も含めますので、次のようになります。

営業所（店舗）の所在地	製造たばこの区分	所持数量	１本当たりの税率	税額	摘要
千代田区霞が関	紙巻たばこ	19,900本	0.5	9,950円	１円未満切捨て
	パイプたばこ	300本		150円	
	刻みたばこ	100本		50円	
	合　計			10,150円	
	納付すべき税額			10,100円	100円未満切捨て

申告書の作成

申　告　書　の　作　成

Step１　申告者等の記載

✓ **「申告者の種別」欄**
次の場合に応じて「小売業」又は「卸売業」に✓を記入。

小売販売業者の場合	小売業に「✓」
小売販売業者以外の場合	卸売業に「✓」

《 たばこ税の手持品課税納税申告書（抜粋）》

申　告　者　の　種　別	小売業 □ ・ 卸売業 □

✓ **「営業所又は貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄**

小売販売業者の場合	たばこ事業法第22条の規定により財務大臣の許可を受けている営業所の所在地及び名称を記入
小売販売業者以外の場合	貯蔵場所の所在地と名称を記入

営業所又は貯蔵場所			
	郵便番号	F39	—
	所在地	F40	
	名称	F38	
	店舗名		

ポイント
コンビニエンスストア、スーパーマーケット、ドラッグストア等の場合には、店舗名も併せて記入してください。

Step２　所持数量の計算

✓ **「所持重量」①～④欄**
令和９年４月１日午前０時現在に所持する販売用のパイプたばこ、刻みたばこ、かみ用たばこ、かぎ用たばこの重量を区分ごとにｇ単位で記入。
（注）１ｇ未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てた重量を記入します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤　本
葉巻たばこ		⑥　本
パイプたばこ	①　g　300	⑦(①×１)　本
刻みたばこ	②　g　200	⑧(②×0.5)　本
加熱式たばこ		⑨　本
かみ用の製造たばこ	③　g	⑩(③×0.5)　本
かぎ用の製造たばこ	④　g	⑪(④×0.5)　本

✓ **「所持する製造たばこの数量」⑤～⑪欄**
⑤欄　紙巻たばこの数量（本数）を記入。
⑥欄　葉巻たばこについて、換算した数量（本数）を記入。
⑦欄　「①」欄に記入した重量に「１」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑧欄　「②」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑨欄　加熱式たばこについて、換算した数量（本数）を記入。
⑩欄　「③」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。
⑪欄　「④」欄に記入した重量に「0.5」を乗じて計算した数量（本数）を記入。

（注）「⑧、⑩、⑪」欄について、計算した数量（本数）に小数点以下の端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てた数量（本数）を記入します。

ポイント
箱数又はカートン数ではありませんので、特にご注意ください。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤　本　19,900
葉巻たばこ		⑥　本
パイプたばこ	①　g　300	⑦(①×１)　本　300
刻みたばこ	②　g　200	⑧(②×0.5)　本　100
加熱式たばこ		⑨　本
かみ用の製造たばこ	③　g	⑩(③×0.5)　本
かぎ用の製造たばこ	④　g	⑪(④×0.5)　本

申　告　書　の　作　成

✓ **「所持する製造たばこの数量の合計」⑫欄**

「⑤～⑪」欄に記入した本数の合計本数を記入。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量
紙巻たばこ		⑤ 本 19,900
葉巻たばこ		⑥ 本
パイプたばこ	① g 300	⑦(①×１) 本 300
刻みたばこ	② g 200	⑧(②×0.5) 本 100
加熱式たばこ		⑨ 本
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本 20,300

Step３　税額の計算

✓ **「この申告書による税額」⑬～⑲欄**

「⑤～⑪」欄に記入した数量に「１本当たりの税率」欄の税率「0.5」を乗じて計算した金額を記入。

ポイント　１円未満の端数が生じた場合には、端数を切り捨てた額を記入します。

✓ **「納付すべき税額」⑳欄**

「⑬～⑲」欄に記入した金額の合計額を記入。

所持する製造たばこの数量	１本当たりの税率	この申告書による税額（１円未満の端数切捨て）
⑤ 本 19,900	0.5	⑬(⑤×0.5) 円 9,950
⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
⑦(①×１) 本 300		⑮(⑦×0.5) 円 150
⑧(②×0.5) 本 100		⑯(⑧×0.5) 円 50
⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
⑫(⑤～⑪の合計) 本 20,300	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 円 101 00

ポイント　100円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てた額を記入します。

Step４　出張販売先等の記載

✓ **「出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称」**

- たばこ事業法第26条による出張販売許可を受けている出張販売先（旅館、ホテル又は飲食店等）において、対面販売又は自動販売機により製造たばこを販売している場合などに、その所在地と名称を記入します。
 （注）これらの場所が３か所以上あるため記入しきれない場合には、適宜の用紙に記載し、申告書に添付して提出してください。
- なお、自動販売機の設置場所等について、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、別途申告書を作成する必要があります。

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ●●● － ●●●● ）（電話番号 ●●● － ●●●● － ●●●● ） 東京都港区●●１－２－３	●●●自動販売機
	（〒 － ）（電話番号 － － ）	

修正申告の場合の留意点

修正申告の場合には、次の点に留意してください。
①～⑫欄：修正後の正しい重量及び数量（本数）を、それぞれ記入。
⑬～⑳欄：修正後の正しい税額を、それぞれ記入。
㉑欄：修正申告前に提出した申告書の「⑳」欄に記入した金額を記入。
㉒欄：次のとおり計算し記入。
「㉒欄」　＝　「⑳」欄　－　「㉑」欄　（100円未満切捨て）

申　告　書　記　載　例

様式ID　NTA1VI X083010010

たばこ税の手持品課税納税申告書

令和 9 年 4 月 ● 日

提出先	F01	麹町	税務署長				
申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐		
	郵便番号	F05	●●● ― ●●●●	電話番号	F07	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
	住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●				
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ	●● ●●		
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名	●● ●●		
	事務代理人			「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。			
貯蔵場所又は営業所	郵便番号	F39	●●● ― ●●●●	電話番号	F41	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
	所在地	F40	東京都千代田区霞が関１－●－●				
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店				
	店舗名						

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書 ・ ☐ 修正申告書 ）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 本 19,900	0.5	⑬(⑤×0.5) 円 9,950
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① g 300	⑦(①×1) 本 300		⑮(⑦×0.5) 円 150
刻みたばこ	② g 200	⑧(②×0.5) 本 100		⑯(⑧×0.5) 円 50
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 本 20,300	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 円 101 00
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 円 00
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 円 00

		税理士署名	電話番号
税理士法第30条の書面提出	☐		― ―
税理士法第33条の2の書面提出	☐		

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ●●● ― ●●●● ）（電話番号 ●●● ― ●●●● ― ●●●● ） 東京都港区●●１－２－３	●●●自動販売機
	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日		(西暦)年	月	日	備考	
		F12					
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	

設例２　営業所（店舗）が複数ある場合

営業所（店舗）が複数ある場合の申告書の作成方法を説明します。

【千代田店】		【さいたま店】	
紙巻たばこ	10,000本	紙巻たばこ	4,500本
加熱式たばこ（換算後）	6,000本		

申　告　義　務　の　判　定

申告義務を判定するに当たり、製造たばこの所持数量を算定します。
複数の営業所又は貯蔵場所があり、それぞれの営業所又は貯蔵場所で製造たばこを所持する場合には、その所持数量を全て合計し、その合計数量が２万本以上となるかどうかにより申告義務を判定します。

申告義務の判定

【千代田店】で所持する紙巻たばこ及び加熱式たばこの数量（本数）と【さいたま店】で所持する紙巻たばこの数量（本数）を合計します。

【千代田店】	紙巻たばこ	10,000本
【千代田店】	加熱式たばこ	6,000本
【さいたま店】	紙巻たばこ	4,500本
合　　計		20,500本

20,500本　≧　20,000本　⇒　申告義務あり

納　付　す　べ　き　税　額　の　計　算

申告書は、営業所（店舗）ごとに提出する必要がありますので、【千代田店】と【さいたま店】に区分して税額の計算を行います。

【千代田店】

営業所(店舗)の所在地	製造たばこの区分	所持数量	1本当たりの税率	税　額	摘　要
東京都千代田区	紙巻たばこ	10,000本	0.5	5,000円	1円未満切捨て
	加熱式たばこ	6,000本	0.5	3,000円	
	合　計			8,000円	
	納付すべき税額			8,000円	100円未満切捨て

【さいたま店】

営業所(店舗)の所在地	製造たばこの区分	所持数量	1本当たりの税率	税　額	摘　要
埼玉県さいたま市	紙巻たばこ	4,500本	0.5	2,250円	1円未満切捨て
	合　計			2,250円	
	納付すべき税額			2,200円	100円未満切捨て

申告書へ

申　告　書　記　載　例

【千代田店】

様式ID　NTA1VI X083010010

★

たばこ税の手持品課税納税申告書

令和 9 年 4 月 ● 日

提出先	F01	麹町	税務署長			
申告者 個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐		
申告者 郵便番号	F05	●●● — ●●●●	電話番号	F07	●●● — ●●●● — ●●●●	
申告者 住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●				
申告者 フリガナ	F03	カブシキガイシャ　カスミガセキショウテン	フリガナ	●● ●●		
申告者 氏名又は名称	F04	株式会社　霞が関商店	代表者氏名	●● ●●		
申告者 事務代理人			「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。			
貯蔵場所又は営業所 郵便番号	F39	●●● — ●●●●	電話番号	F41	●●● — ●●●● — ●●●●	
貯蔵場所又は営業所 所在地	F40	東京都千代田区霞が関１－●－●				
貯蔵場所又は営業所 名称	F38	株式会社　霞が関商店　千代田店				
貯蔵場所又は営業所 店舗名		●●ストア　千代田店				

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書 ・ ☐ 修正申告書 ）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 10,000 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 5,000 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円
加熱式たばこ		⑨ 6,000 本		⑰(⑨×0.5) 3,000 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 16,000 本	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 80 00 円
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 00 円
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 00 円

税理士法第30条の書面提出	☐	税理士署名	電話番号
税理士法第33条の2の書面提出	☐		— —

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 — ）（電話番号 — — ）	
	（〒 — ）（電話番号 — — ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	

設例２　営業所（店舗）が複数ある場合（続き）

申　告　書　記　載　例

【さいたま店】

様式ID　NTA1VI X083010010

★

たばこ税の手持品課税納税申告書

提出先		F01	大宮	税務署長			

令和 9 年 4 月 ● 日

申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●			申告者の種別	小売業 ☑ ・ 卸売業 ☐
	郵便番号	F05	●●● ― ●●●●	電話番号	F07	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
	住所	F06	東京都千代田区霞が関３－●－●				
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　カスミガセキショウテン			フリガナ	●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　霞が関商店			代表者氏名	●● ●●
	事務代理人					「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。	
貯蔵場所又は所在地	郵便番号	F39	●●● ― ●●●●	電話番号	F41	●●● ― ●●●● ― ●●●●	
	所在地	F40	埼玉県さいたま市大宮区●－●－●				
	名称	F38	株式会社　霞が関商店　さいたま店				
	店舗名		●●ストア　さいたま店				

次のとおり、令和 9 年 4 月 1 日現在における、たばこ税の手持品課税納税申告書
（ ☐ 期限後申告書 ・ ☐ 修正申告書 ）を提出します。

製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	1本当たりの税率	この申告書による税額（1円未満の端数切捨て）
紙巻たばこ		⑤ 4,500 本	0.5	⑬(⑤×0.5) 2,250 円
葉巻たばこ		⑥ 本		⑭(⑥×0.5) 円
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本		⑮(⑦×0.5) 円
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本		⑯(⑧×0.5) 円
加熱式たばこ		⑨ 本		⑰(⑨×0.5) 円
かみ用の製造たばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本		⑱(⑩×0.5) 円
かぎ用の製造たばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本		⑲(⑪×0.5) 円
所持する製造たばこの数量の合計		⑫(⑤～⑪の合計) 4,500 本	納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）	⑳(⑬～⑲の合計) 22 00 円
この申告書が修正申告である場合		修正申告前の確定額		㉑ 00 円
		差引納付すべき税額（100円未満の端数切捨て）		㉒(⑳－㉑) 00 円

税理士法第30条の書面提出	☐	税理士署名	電話番号
税理士法第33条の2の書面提出	☐		― ―

	所在地	名称
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	
	（〒 ― ）（電話番号 ― ― ）	

（注）　出張販売先、自動販売機等の貯蔵場所が複数あり、この用紙に記載できない場合には、適宜の様式に記載し、この用紙と併せて提出してください。

税務署整理欄	通信日付印の年月日	F12	(西暦)年	月	日	備考	
	番号確認		身元確認			個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）	

Ⅳ 申告手続

申告書の提出

手持品課税の対象となる製造たばこを所持する販売業者の方は、**令和９年４月30日（金）まで**に、たばこ税の手持品課税納税申告書を営業所又は貯蔵場所の所轄税務署に提出してください。

《申告に当たっての注意事項》

- 申告書は、営業所又は貯蔵場所ごとに、作成して提出してください。
 なお、複数の営業所又は貯蔵場所を同一税務署管内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、申告書の「営業所及び貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載し、営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。
- 小売販売業者が、たばこ事業法第26条の規定による出張販売の許可を受けて出張販売先で所持する製造たばこ、倉庫業者等に保管させている製造たばこ又は自動販売機内に所持する製造たばこについては、これら出張販売先等の製造たばこの数量を管理している営業所の所持数量に含めて申告します。
 なお、自動販売機の設置場所においても、たばこ事業法第22条の規定による製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合は、上記営業所の所持数量に含めず、別途申告書の作成が必要です。

複数店舗をまとめて申告する場合の注意点

同一税務署管内に所在する複数の店舗等をまとめて申告する場合、税額の計算は、合計した所持数量を基に計算します（税額の端数処理は店舗ごとにはできないことに注意してください。）。
納付書は、代表店舗の納付書に合計した所持数量を基に計算した税額を記載してください（各店舗分の納付書を個別に作成する必要はありません。）。

《一般的な小売販売業者が複数店舗をまとめた場合の計算》

○　正しい税額計算

店舗	所持数量	たばこ税 税率：0.5円（１本当たり）	
		所持数量×税率	税　額
A　店	14,480本	－	－
B　店	6,320本	－	－
C　店	560本	－	－
合　計	21,360本	10,680円 ➡	**10,600円**

○　誤った税額計算

店舗	所持数量	たばこ税 税率：0.5円（１本当たり）	
		所持数量×税率	税　額
A　店	14,480本	7,240円 ➡	7,200円
B　店	6,320本	3,160円 ➡	3,100円
C　店	560本	280円 ➡	200円
合　計	21,360本	－ ➡	**10,500円**

複数店舗をまとめて申告する場合、店舗ごとに税額の端数処理を行うことはできません。

Ⅳ 申告手続

申告書の提出方法

① e-Taxで申告する。

税務署に赴くことなく、インターネットを利用して申告等を行うことができます。
申告書を作成後、イメージデータ（PDF形式）に変換し、e-Taxで所轄税務署へ送信（提出）してください。

- 具体的な操作手順は、e-Taxホームページをご覧ください。
 https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/tetsuzuki_unsupported.htm

- e-Taxによる提出時には、「申請手続名称の選択」画面で以下の汎用手続きIDを選択してください。

（汎用手続きＩＤ：ＨＩＳ１８７０）たばこ税の手持品課税納税申告

イメージデータで送信可能な手続

② 郵送又は信書便により、営業所又は貯蔵場所の所轄税務署を担当する業務センターに送付する。

国税庁では、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施していますので、書面により提出する場合は、業務センター宛に郵送により提出してください。（申告書の送付先は国税庁ホームページをご確認ください。）
https://www.nta.go.jp/about/organization/gyoumu_center/index.htm
なお、業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。

（注１） 営業所又は貯蔵場所の所轄税務署の窓口又は時間外収受箱へ提出することもできますが可能な限り、業務センター宛に郵送により提出をお願いします。

（注２） 控えの様式はありませんので、必要に応じて、ご自身で申告書の写しを作成・保有するなどのご対応をお願いします。

申告書の送付先

事務代理人を選任する場合の手続について

たばこ税の手持品課税の申告書の提出は、通常、納税義務者である製造たばこの販売業者等（小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）が行う必要がありますが、「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出することで、代理人が申告書等の提出を行うことが可能となります。

① 事務代理人届出手続

代理人を選任しようとする方（製造たばこの販売業者等）は、営業所又は貯蔵場所を所轄する税務署に「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出してください。

	原　　則	「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」を提出した場合
申告書等の提出者	製造たばこの販売業者等 （小売販売業者、卸売販売業者、特定販売業者又は製造者）	製造たばこの販売業者等に選任された代理人 （店長等）

「たばこ税申告・申請等事務代理人届出書」は国税庁ホームページに掲載しています。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/tabako/annai/23120176.htm

たばこ税申告・申請等事務代理人届出手続

Ⅳ 申告手続

② 同一税務署管内に複数の製造たばこ販売店がある場合の事務代理人届出手続について

たばこ税の手持品課税申告に関して、事務代理人による提出を行う場合には、通常、事務代理人届出書を営業所（店舗）ごとに１部提出することを要しますが、同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合には、税務署単位で１部にまとめて提出しても差し支えありません。

《原則》

A店 事務代理人 届出書 / B店 事務代理人 届出書 / C店 事務代理人 届出書

▼

同一税務署に提出

《同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合》

A～C店 事務代理人 届出書 ＋ 事務代理人一覧表※

▼

同一税務署に１部にまとめて提出

※ 「事務代理人一覧表」については、適宜の様式に「営業所名」、「営業所住所」、「代理人名」及び「代理人住所」を記載してください。

事務代理人届出書の記載例

様式ID NTAIVI X711010010 ★

たばこ税申告・申請等事務代理人届出書

提出先	F01	麹町	税務署長			
届出者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●		令和９年３月●日提出	
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
納税地	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	フリガナ	F37	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ　カスミガセキイッチョウメテン			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			

上記の納税地におけるたばこ税に関する次の手続については、これを次の者に代理させることとしたので、届出します。

代理人	（住所又は居所）	（〒 ●●● － ●●●● ） ●●県●●市●●３－４－５ （電話番号 ●●● － ●●●● － ●●●● ）
	（氏名） （フリガナ）	ショセイ　ハナコ 諸税　花子
	（届出者との関係）	従業員（霞が関１丁目店長）
代理させる事項		たばこ税の手持品課税納税申告書の提出に関する事務
参考事項		

税務署整理欄	番号確認		身元確認		個人番号カード・通知カード・運転免許証 その他（ ）

注意 「代理させる事項」欄には、代理させる事務の範囲を具体的に記載してください。

ポイント 代理人は、提出する申告書等に代理人の役職名（又は職業）と氏名を記載しなければなりません。

様式ID NTAIVI X083010010 ★

たばこ税の手持品課税納税申告書

提出先	F01	麹町	税務署長		令和９年４月●日	
申告者	個人番号又は法人番号	F02	●●●●●●●●●●●●●	申告者の種別		小売業 □ ・ 卸売業 □
	郵便番号	F05	●●● － ●●●●	電話番号	F07	●●● － ●●●● － ●●●●
	住所	F06	千代田区霞が関３－●－●			
	フリガナ	F03	カブシキガイシャ　コクゼイショウジ	フリガナ		●● ●●
	氏名又は名称	F04	株式会社　国税商事	代表者氏名		●● ●●
事務代理人			霞が関１丁目店　店長　諸税　花子	「事務代理人」欄は、事務代理人が申告書を提出する場合に記載し、別途「申告・申請等事務代理人届出書」を提出しておく必要があります。		
営業所又は事業場	郵便番号	F39	●●● － ●●●●	電話番号	F41	●●● － ●●●● － ●●●●
	所在地	F40	千代田区霞が関１－●－●			
	名称	F38	株式会社　国税商事　霞が関１丁目店			
	店舗名					

《参考》事務代理人一覧表の記載例

営業所名（店舗）	営業所住所	代理人名	代理人住所
A㈱　○○店	東京都○○区・・・	●●　●●	埼玉県○○市・・・
A㈱　××店	東京都××区・・・	■■　■■	埼玉県××市・・・
営業所（店舗）名を記載	営業所（店舗）の所在地を記載	代理人名を記載	代理人の住所を記載

同一税務署管内に複数の営業所（店舗）がある場合は、事務代理人届出書の「代理人」欄に斜線を引き、「事務代理人一覧表」を添付して提出してください。

V 納付手続

納付の方法

納付手続は、次のとおり様々な方法がありますので、ご自身で選択し、納付手続を行ってください。
なお、金融機関や税務署等の窓口に赴く必要がなく、事務所等から納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。

キャッシュレス納付

① ダイレクト納付

事前に届出をした預貯金口座から、e-Taxを利用して、即時又は指定した期日に口座引落しにより納付する手続です。
初回のみ事前にオンライン（e-Tax）又は書面で「ダイレクト納付利用届出書」を提出し、預貯金口座の登録を完了している方がご利用いただけます。
（注）ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまでに、書面で提出した場合は１か月程度、e-Tax（個人の方のみ利用可能です。）で提出した場合は１週間程度かかります。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm

ダイレクト納付の手続

② インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税

インターネットバンキングやＡＴＭから納付する手続です。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/24200042/noufu_denshi.htm

インターネットバンキング等からの納付手続

③ クレジットカード納付

専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）を経由し、クレジットカードを使用して納付する手続です。
（注１）納付の際には、別途、税額に応じた決済手数料がかかります。
（決済手数料は、国の収入になるものではありません。）。
（注２）納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/index.htm
（参考）クレジットカード納付手続の流れ
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/nofu-shomei/nofu/credit_nofu/pdf/01_credit_flow.pdf

クレジットカード納付の手続

クレジットカード納付手続の流れ

④ スマホアプリ納付

e-Taxで申告書等データを送信した後などに、専用サイト（国税スマートフォン決済専用サイト）を経由し、「〇〇Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する手続です。
（注１）納付金額が30万円以下の方が納付するための手続です。
（注２）事前に利用するスマホ決済アプリへの残高のチャージが必要です。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/index.htm
（参考）スマホアプリ納付を利用するために
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/smartphone_nofu/pdf/0022011-054_01.pdf

スマホアプリ納付の手続

スマホアプリ納付を利用するためには

V 納付手続

クレジットカード納付に当たっての入力情報

クレジットカード納付を行う場合は、e-Taxを経由せずに専用サイト（国税クレジットカードお支払サイト）から納付することができます。
その際に入力する情報は右図のとおりです。

項　　目	入　力　値
納 付 税 目	たばこ税
課税期間（自）	令和９年４月
申 告 区 分	その他

キャッシュレス納付以外の納付の方法

○ ＱＲコードによるコンビニ納付

事務所及び自宅等で、国税庁ホームページで提供する作成システム等から納付に必要な情報をＱＲコードとして作成（印刷）し、コンビニエンスストアで納付できます。

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm

（注１）納付できる金額は30万円以下です。
（注２）ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

コンビニ納付（QRコード）

○ 窓口納付

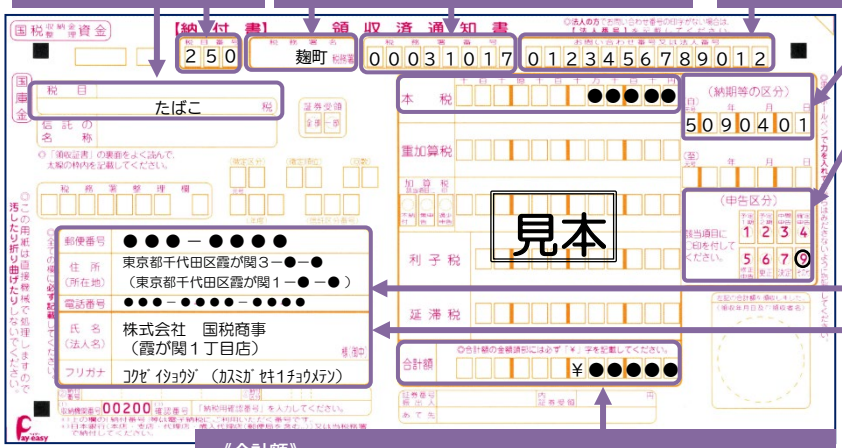
金融機関又は税務署の窓口で、現金に納付書を添えて納付できます。
なお、納付書をお持ちでない方は、所轄税務署又は所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。
また、金融機関に納付書が無い場合は、所轄税務署までご連絡ください。

納付書の記載例

《税目・税目番号》
たばこ（税）・２５０

《税務署名・税務署番号》
印字されている税務署名が、申告書を提出した税務署であることを確認してください。

○個人の方
空欄の場合、記載は不要です。
○法人の方
お問い合わせ番号の印字がない場合は、法人番号（13桁）を記載してください。



《納期等の区分》
（自）：５０９０４０１

《申告区分》
「９」に○印を付けてください。
※修正申告・更正・決定の場合を除く。

・申告書の「申告者」欄に記載された住所、氏名（法人名）とフリガナ、電話番号を記載します。

・申告者の住所と、営業所又は貯蔵場所の所在地が異なる場合は、以下の情報も括弧書きで記載してください。

○住所（所在地）欄
営業所又は貯蔵場所の所在地

○氏名（法人名）欄
営業所又は貯蔵場所の名称（店名等）とフリガナ

《合計額》
・申告書に記載した納付すべき税額を記載します。
・合計額は金額頭部に「￥」記号を必ず記載してください。

重要

たばこ税の納期限 ： 令和９年９月30日（ 木 ）

申告書の提出後に、納付書等の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。

- 期限内納付のため、納税資金の積立て等の事前のご準備をお願いいたします。
- 営業所又は貯蔵場所ごとに複数の申告書を作成したときには、申告書ごとに納付手続を行ってください。
- 納期限を過ぎてから納付しますと、延滞税が課される場合がありますので、十分ご注意ください。

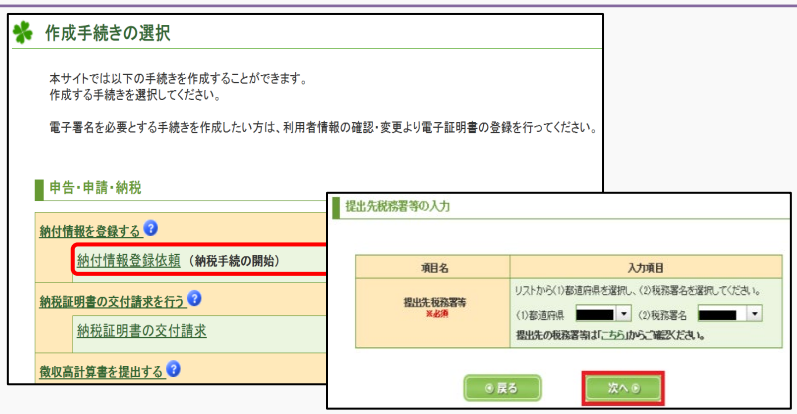
V 納付手続

キャッシュレス納付の事前準備

キャッシュレス納付を行うためには、まずはe-Taxで納付情報データ（納付情報登録依頼）を作成・送信してください。メッセージボックスに「納付区分番号通知」が格納されます。この通知には利用可能な納付方法が表示されますので、こちらから電子納税の手続を進めることができます。

○　納付情報登録依頼を作成・送信

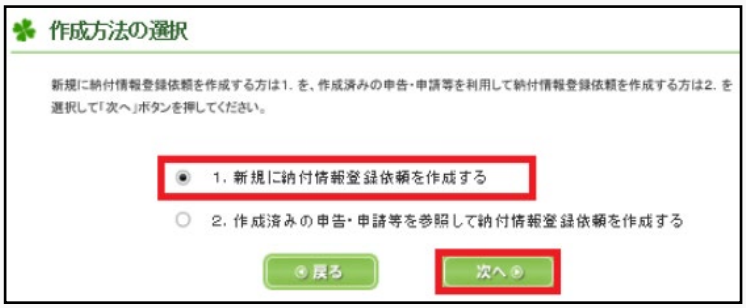
①ダイレクト納付、②インターネットバンキングやＡＴＭを利用した電子納税、③クレジットカード納付、④スマホアプリ納付を利用する場合は、以下のとおり、e-Taxにより「納付情報登録依頼」を作成・送信した後、メッセージボックスに格納される「納付区分番号通知」から納付してください。

項番	画　面	手　順
①		e-Taxホームページ上部の「ログイン」ボタンから、e-Taxソフト（WEB版）にログイン ※ 初めてe-Taxを利用される場合は「初めての方はアカウント作成」から開始届出を行ってください。
②		「申請・納付手続を行う」をクリックして、遷移先画面で「新規作成」欄の「操作に進む」をクリック。
③		「納付情報登録依頼」をクリックして、遷移先の画面で申告書を提出した所轄税務署を選択し、「次へ」をクリック。

続き

Ⅴ 納付手続

④



「１．新規に納付情報登録依頼を作成する」を選択し、「次へ」をクリック。

⑤



各項目に必要事項を入力。

⑴　税目

「たばこ税」を選択

⑵　課税期間・申告区分

次のとおり課税期間・申告区分を入力

項目	入力値
課税期間(自)	令和９年４月
申告区分	その他

⑶　納付額

本税欄に納付する金額を入力

⑥



入力内容を確認後、「送信」ボタンをクリックすると、送信完了画面が表示されるので「受信通知の確認」をクリック。

⑦



各種納付方法が表示されますので希望する納付方法を選択して、納付手続を行ってください。

VI その他

小売販売業者の方の記帳

小売販売業者の方は、適正な手持品課税の申告手続が行えるよう令和９年３月25日（木）から令和９年４月８日（木）までの間、次の事項を日々記帳してください。

《記帳事項》
- 購入した製造たばこの区分ごとの数量、購入年月日並びに仕入先の住所及び氏名又は名称
 （ただし、仕入れに関する納品書等を保存している場合には、省略して差し支えありません。）
- 販売した製造たばこの区分ごとの数量及び販売年月日
- 返品した製造たばこの区分ごとの数量、返品年月日並びに返品先の住所及び氏名又は名称

注意事項

製造たばこの取扱数量が常時２万本未満であるなど、令和９年４月１日午前０時現在の製造たばこの所持数量が明らかに２万本未満であると認められる場合においては、日々の記帳によらず、一定期間（１か月以内）ごとのまとめ記帳によることとして差し支えありません。

小売販売業者の帳簿の記載例

年月日	仕入（取替えを含む）				販売		返品（取替えを含む）				参考（在庫数）	
	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	たばこの区分	数量	たばこの区分	数量	摘要	仕入先	数量	
令和9年	紙巻	20×700箱		港区虎ノ門	紙巻	20×100箱	紙巻	20×10箱	取替え分	港区虎ノ門	紙巻	18,000本
3月25日	加熱式	10,000本		国税たばこ販売㈱						国税たばこ販売㈱	加熱式	12,000本
	パイプ	200g		○○支店						○○支店	パイプ	300g
3月31日	紙巻	20×300箱		同上	紙巻	20×200箱					紙巻	20,000本
					加熱式	2,000本					加熱式	10,000本
					パイプ	100g					パイプ	200g(200本)
4月8日	紙巻	20×500箱		同上	紙巻	20×100箱					紙巻	25,000本
											加熱式	10,000本
											パイプ	200本

加熱式たばこは換算後の本数を記載します（葉巻たばこも同様です）。

仕入れに関する納品書等を保存している場合には仕入欄の記帳は省略して差し支えありません。

この数量（本数換算後の合計本数）が２万本以上である場合に手持品課税の対象となります。

（注）営業所を２以上有する場合には、各営業所で所持数量を全て合計して２万本以上かどうかを判定します。

VI その他

コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の誤りやすい事例

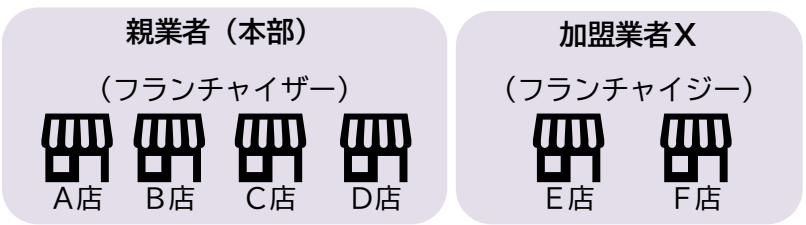
フランチャイズ加盟店等の納税義務者

たばこ税の手持品課税の納税義務者は、所持本数等の要件を満たす製造たばこの販売業者又は製造者であり、製造たばこの販売業者には、たばこ事業法の規定に基づき財務大臣の許可又は登録を受けた、小売販売業者、卸売販売業者及び特定販売業者が該当します。

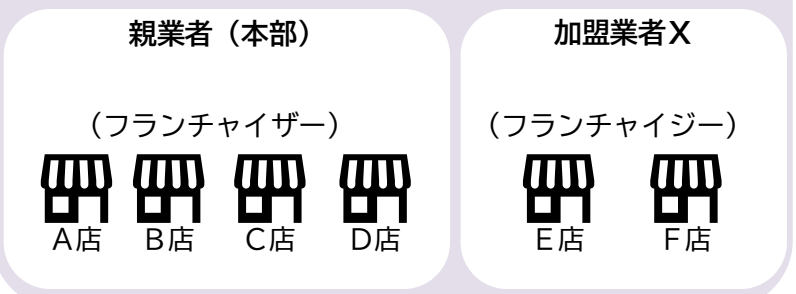
コンビニエンスストア等のフランチャイズ・チェーン加盟店の方で、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、親業者（本部）が納税義務者となります。

また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、その加盟業者が納税義務者となります。

親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合



納税義務者（申告者）＝親業者（本部）



加盟業者が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合



納税義務者（申告者）＝加盟業者Y



続き

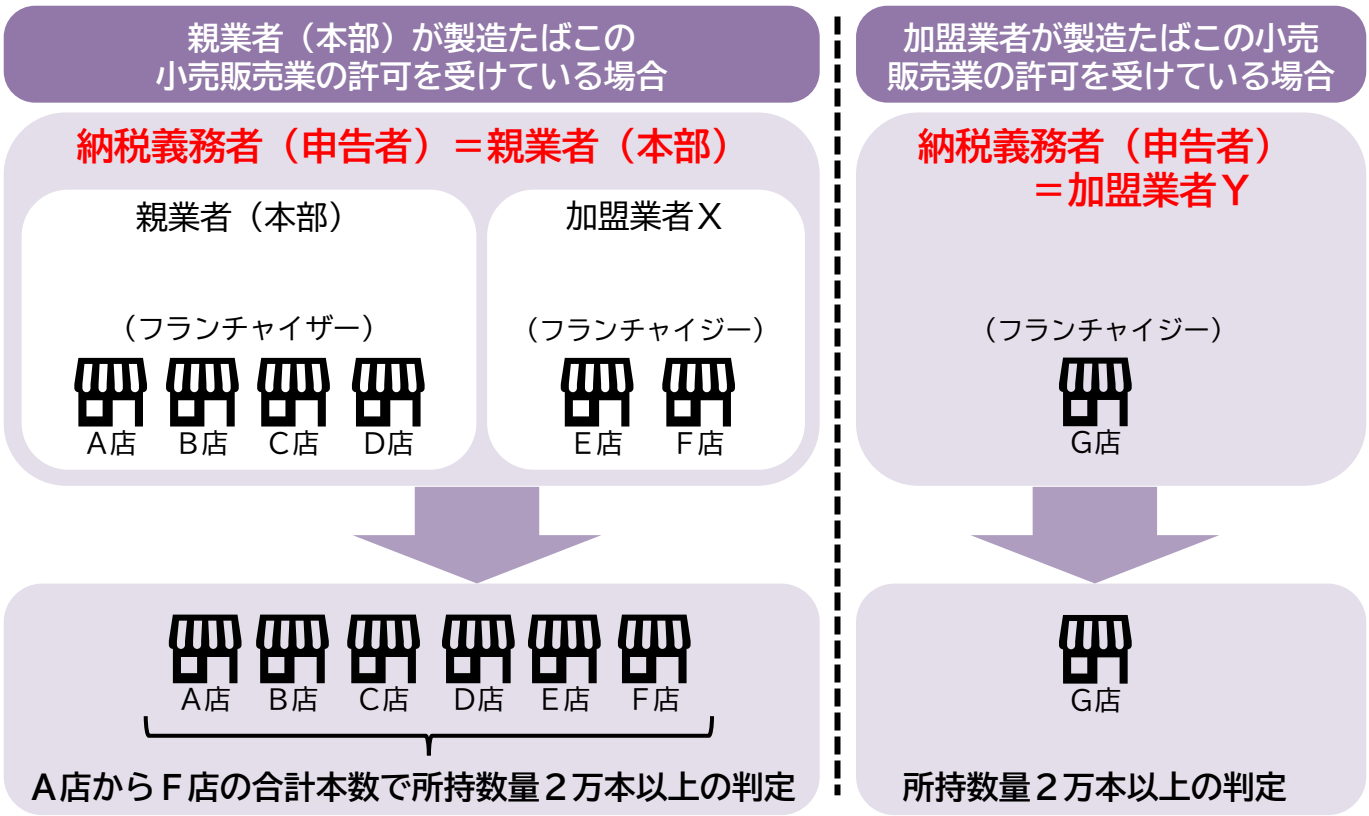
Ⅵ その他

フランチャイズ加盟店等の所持数量の判定について

たばこ税の手持品課税は、令和９年４月１日午前０時現在において、合計２万本以上の製造たばこを販売のために所持している場合に、その所持する製造たばこに課税されるものです。
この２万本以上であるかどうかの判定については、店舗ごとに行うのではなく、小売販売業の許可を受けている製造たばこの販売業者ごとに行うこととなります。

したがって、フランチャイザーである親業者（本部）が製造たばこの小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイザーである親業者（本部）とフランチャイジーである各加盟業者の店舗が所持する販売用の製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。

また、フランチャイジーである加盟業者が、自ら小売販売業の許可を受けている場合には、フランチャイジーである加盟業者が、販売のために所持する製造たばこの合計本数によって所持数量２万本以上の判定を行います。

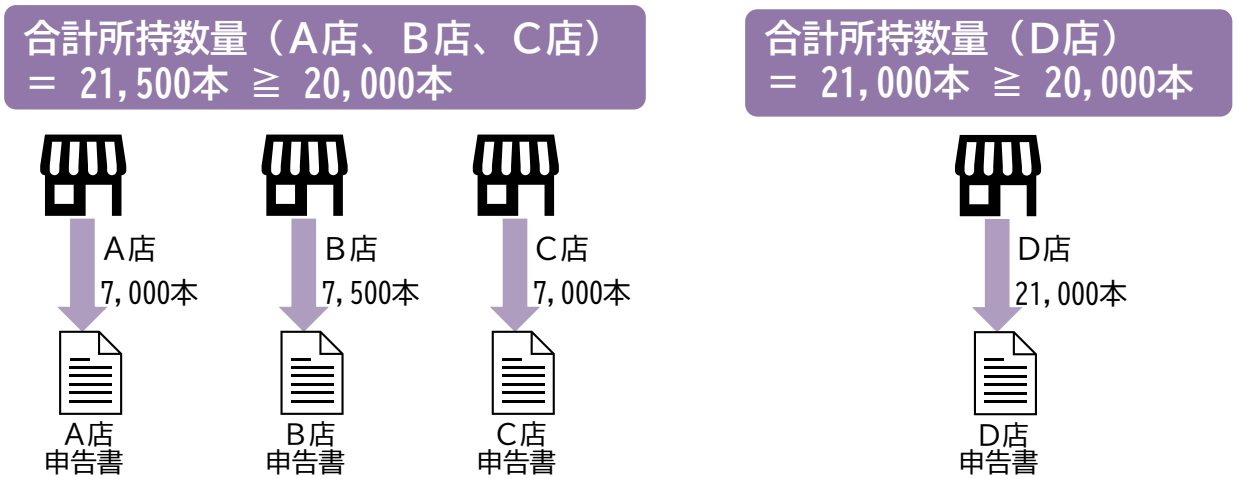


続き

VI その他

フランチャイズ加盟店等の申告書の提出について

製造たばこの小売販売業を行おうとする者は、たばこ事業法第22条第１項に規定する営業所ごとに財務大臣の許可を受けなければならないこととされています。
したがって、小売販売業者は、この許可を受けた営業所ごとに、たばこ税の手持品課税納税申告書を提出する必要があり、申告書の提出先については、この許可を受けた営業所の所在地を所轄する税務署長となります。



なお、複数の営業所又は貯蔵場所を同一税務署管内に有する場合には、それぞれの所持数量を合計の上、一通の申告書により申告しても差し支えありませんが、その場合には、申告書の「営業所及び貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載し、営業所又は貯蔵場所ごとの所持数量の明細書（適宜の用紙に記載したもの）を添付してください。

VI その他

申告書提出前チェックシート

申告書を提出する前にご確認ください

	確　認　項　目	チェック
1	○　「所持する製造たばこの数量」欄（⑤～⑫欄）の確認 ・　本数で記載していますか。 （注）箱数・カートン数ではありません。	□
	・　１本単位で記入していますか（１本未満切捨て）	□
	・　「所持する製造たばこの数量の合計」欄（⑫欄）が０本ではありませんか。 （注）複数の営業所又は貯蔵場所の所持数量が合計２万本以上であるため、申告が必要な場合であっても、所持数量が０本の店舗については、申告書の提出は不要です。	□
2	○　端数計算の確認 ・　「納付すべき税額」欄（⑳欄）は、１００円単位（１００円未満切捨て）で記入していますか。	□
※	○　「住所」及び「所在地」欄は地番表示ではなく、住居表示で記載してください。 （例：○○市●●□丁目△番▲▲号）	

複数店舗をまとめて申告される方（12 頁参照）

3	○　まとめる店舗は同一税務署管内ごとにまとめられていますか。	□
4	○　「営業所又は貯蔵場所」の「所在地」及び「名称」欄に代表店舗名を記載していますか。	□
5	○　店舗ごとに税額の端数処理をしていませんか。	□
6	○　各店舗の所持数量の明細書（適宜の用紙）を添付していますか。	□

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について



たばこ税の手持品課税納税申告書には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要です。
また、マイナンバー（個人番号）を記載した申告書を書面で提出する場合は、**毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付**が必要ですが、e-Taxを利用して送信すれば、本人確認書類の提示等は不要です。
国税に関するマイナンバー制度の詳しい情報は、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞について」をご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm

社会保障・税番号制度
＜マイナンバー＞について